

町田市（仮称）子ども・子育てサポート等複合施設整備等事業 基本協定書（案） 新旧対照表

No	頁	条	1	基本協定書（案）（2024年4月1日公表）	頁	条	1	基本協定書（案）（修正案）（2024年6月7日公表）
1	2	第3条	4	代表企業及び構成企業は、 <u>出資者保証書（別記様式第 1 号）</u> に定める数量のSPCの株式の引受を行うものとする。	2	第3条	4	代表企業及び構成企業は、別紙1「 <u>出資者保証書</u> 」に定める数量のSPCの株式の引受を行うものとする。
2	2	第4条		[記載無]	2	第4条	2	<u>代表企業及び構成企業は、前項に基づき、代表企業及び構成企業以外の第三者に対して株式の譲渡を行う場合、当該第三者から別紙3「出資者誓約書（株式譲渡時）」を徴求し、譲渡の前に甲に提出しなければならない。</u>
3	2	第4条	2		2	第4条	3	[第2項から第3項に変更]
4	2	第4条	3		2	第4条	4	[第3項から第4項に変更]
5	2	第4条		[記載無]	2	第4条	5	<u>代表企業及び構成企業は、前項に基づき、SPCが代表企業及び構成企業以外の第三者に対して株式の発行等を行った場合、当該第三者から別紙4「出資者誓約書（増資時）」を徴求して甲に提出しなければならない。</u>
6	2	第4条	4	代表企業及び構成企業は、 <u>前項の規定に基づき甲の承諾を得て SPC の株式の発行等を行った場合には、当該処分に係る契約書の写しをその締結後、速やかに 甲に提出しなければならない。また、この場合、甲及び代表企業及び構成企業は、当該譲受人を本基本協定の当事者とする</u> ことに合意する。	2	第4条	6	代表企業及び構成企業は、 <u>本条第4項の規定に基づき甲の承諾を得てSPCの株式の発行等を行った場合には、当該処分に係る契約書の写しをその締結後、速やかに甲に提出しなければならない。また、この場合、甲及び代表企業及び構成企業は、当該第三者を本基本協定の当事者とする</u> ことに合意する。
7	3			（出資者保証書）	4			（出資者保証書等）
8	3	第7条		代表企業及び構成企業は、事業契約の締結の日において、 <u>出資者保証書（別記様式第 1号）を甲に提出しなければならない。</u>	4	第7条		代表企業及び構成企業は、事業契約の締結の日において、別紙1「 <u>出資者保証書</u> 」を甲に提出するとともに、代表企業は、SPC設立時に、SPCの株式を保有する代表企業及び構成企業以外の第三者から、別紙2「 <u>出資者誓約書</u> 」を徴求して甲に提出しなければならない。
9				[記載無]	3	別紙2	3	[別紙2「出資者誓約書」を追加]
10	3	別紙2			5	別紙3		[別紙2から別紙3に変更]
11	4	別紙2		当社が、前項に基づき市の書面による事前の承諾を得て株式を譲渡する場合、当社は、かかる譲渡の際の譲受人をして上記2記載の基本協定書の別記様式第 2号「 <u>出資者誓約書（株式譲渡時）</u> 」を予め市に提出させた上で市の承諾を得るものとする。	6	別紙3	5	当社が、前項に基づき市の書面による事前の承諾を得て株式を譲渡する場合、当社は、かかる譲渡の際の譲受人をして上記2記載の基本協定書の別紙3「 <u>出資者誓約書（株式譲渡時）</u> 」を予め市に提出させた上で市の承諾を得るものとする。
12	5	別紙3			7	別紙4		[別紙3から別紙4に変更]
13	5	別紙3		当社が、前項に基づき市の書面による事前の承諾を得て株式を譲渡する場合、当社は、かかる譲渡の際の譲受人をして上記2記載の基本協定書の別記様式第 2号「 <u>出資者誓約書（株式譲渡時）</u> 」を予め市に提出させた上で市の承諾を得るものとする。	7	別紙4		当社が、前項に基づき市の書面による事前の承諾を得て株式を譲渡する場合、当社は、かかる譲渡の際の譲受人をして上記2記載の基本協定書の別紙3「 <u>出資者誓約書（株式譲渡時）</u> 」を予め市に提出させた上で市の承諾を得るものとする。
14	7	別紙4			9	別紙5		[別紙4から別紙5に変更]